

## 反社会的勢力でないことの表明・確約書

私（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。以下同じ。）は、兵庫六甲農業協同組合（以下「組合」という。）との全ての取引・契約（過去および将来のものを含む。）に関して、次のとおり、反社会的勢力排除に関して確約しましたので、この確約書を差し入れます。

（反社会的勢力でないことの表明）

第1条 私は、次の各号（①号から⑨号を総称して、以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）
- ② 暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ④ 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ⑤ 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為を行う者
- ⑥ 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為を行う者
- ⑦ 役員または経営に実質的に関与している者が前①号から⑥号に該当する者と関係を有する者
- ⑧ 前①号から⑥号に該当する者に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑨ その他前①号から⑧号に該当する者と実質的に一体と解される者

2 私は、組合が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

3 私は、反社会的勢力との間で、契約、取引その他の関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても関係を持たないことを確約する。私は、本確約後、関係先が反社会的勢力であることが判明した場合、その事実を直ちに組合に通知するとともに、当該取引先と速やかにその関係を解消しなければならず、組合は関係解消に至るまでの間損害賠償その他いかなる負担を課せられることなく私との一切の取引を停止することができる。

（契約の解除）

第2条 組合は、私が次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、全ての取引をただちに停止し、全ての契約を解除することができる。

- ① 私が、反社会的勢力である場合、あるいは本確約後に判明した場合
- ② 私が、自ら又は第三者を利用して、組合の店舗及び敷地等において粗野または乱暴な言動をして、他の利用者その他の関係者に迷惑、不安感、不快感を与える場合
- ③ 私が、自ら又は第三者を利用して、組合の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合
- ④ 前条3項の規定にかかわらず、本確約前から反社会的勢力との間の取引その他関係があったことが判明した場合および本確約後に反社会的勢力との間の取引その他関係が判明したにもかかわらず組合にその旨を通知しなかった場合
- ⑤ 本確約後、反社会的勢力との間の取引その他関係が判明し、その旨の通知後相当期間経過後も当該関係の解消が組合により疑いなく確認できない場合
- ⑥ 前条2項による調査協力および資料提出の要求があったにもかかわらず、その協力、提出をしなかった場合

2 組合が、前項の規定により契約を解除した場合には、組合はこれによる私の損害を賠償する責を負わない。

以上

年 月 日  
所在地

名 称 \_\_\_\_\_ 印